



平成30年度第1期『人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座』



開催日	5月24日(木)		6月28日(木)	
1 期	分野	その他	同和問題	
	講座名	ひきこもる人々への理解を深める ～怠け者と思われてしまいがちな、ひきこもりの人の課題とは～	おとなの学び ～部落差別解決に向けて、わたしにできることとは～	
	講師	特定非営利活動法人オレンジの会理事 鈴木 美登里(すずき みどり)	公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江 優子(もとえ ゆうこ)	
	内容・講師紹介など	<p>◆さまざまな事情でひきこもる人々がいま す。支援の方法や社会参加に向けてのア プローチなど、引きこもりの解決のための制度が 確立されておらず、長期化高齢化の問題も出 てきました。</p> <p>◆8050(はちまる・ごーまる問題)という課題 は、ひきこもる未就労の独身の世代と介護が 必要な高齢者を含む世帯の課題でもあります が、解決に向けて生活困窮者自立支援法や高 齢者包括支援センターなどとの協働が必要で す。</p> <p>◆不登校からひきこもる人々もいて、教育と の連携も不可欠です。</p> <p>◆ひきこもりの問題は、現在の日本社会のさま ざまな問題の反映でもあると思います。非正規 雇用や介護の問題が含まれているからです。 みなさんと一緒に考えたいと思います。</p> <p>●講師紹介 ・特定非営利活動法人オレンジの会理事 ・名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 大曾根副主任相談員 ・KHJ全国ひきこもり家族会連合会顧問</p>	<p>(公財) 反差別・人権研究所みえは、三重県人権セン ター2階に事務所があり、同和問題をはじめとする 様々な人権問題の調査・研究事業や研修・育成事業 等を通して、「人権が尊重される三重をつくる条例」の 具現化とあらゆる差別の撤廃に寄与することを目的と して活動している団体です。</p> <p>★自分自身の経験(人権活動をはじめのきっ かけ) ★部落差別の現実(自分におきたこと) ★学ぶことで何かが変わる ★人権にかかわる仕事を通して思うこと</p> <p>●講師紹介 ・1999年、「反差別・人権研究所みえ」の前身である 「反差別国際会議みえ(IMADR-MIE=イマダーミ エ)」で、人権に関するさまざまな差別問題に携わ り、その問題解決に向けて人権啓発に取り組む。 ・2005年4月、「財団法人 反差別・人権研究所みえ」 が設立(2012年4月より公益財団法人となる。) さらに活動の場を広げ、企業・行政向けのセク ハラ・パワハラ、女性の人権、子どもの人権、CSR(S R)と人権などの研修や、県内小中高生を対象とした 部落問題や仲間づくりを中心とした講演なども行っ ている。</p>	
分野	同和問題	高齢者・その他(認知症問題)		
講座名	結婚差別の相談から見えてくるもの	認知症を取り巻く人々の人権 ～認知症を理解することが認知症の人を守る～		
講師	特定非営利活動法人あわじ寺小屋 理事長 「kakekomi寺・・・結婚差別」代表 大賀 喜子(おおが よしこ)	(有)イトーファーマシー取締役・沙羅グループ主宰 三重県若年性認知症支援コーディネーター 伊藤 美知(いとう みち)		
内容・講師紹介など	<p>①kakekomi寺を立ち上げた理由 ②今までの相談の内容 ③課題 ④2人一組で、「相談者と受けてを体験しよ う!」 ⑤感想と質問</p> <p>●講師紹介 ・1941年生まれ ・大阪市立大学で部落問題研究会の創立に参 加 ・結婚と同時に、被差別部落に居住 ・1963年から41年間、大阪府内の公立の中 学校・高等学校の教諭</p> <p>※「kakekomi寺」は結婚差別の相談や支援 をする活動をしています</p>	<p>①認知症とは ②事例(本人・家族・介護者) ③若年性認知症支援に関して ④若年性認知症ご本人の体験を聞く ⑤質問等</p> <p>●講師紹介 ・平成22年～30年 若年性認知症施策総合 推進事業受託 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・認知症ケア上級専門士 ・日本認知症ケア学会石崎賞受賞(平成13年、 15年、17年) ・「心に寄り添う個別介護手順書の作り方」(三 輪書店)出版</p>		



平成30年度第1期『人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座』



開催日	7月26日(木)		8月23日(木)	
1 期	午前 部 10:00 ～ 12:00	分野 同和問題	犯罪被害者等	
	講座名 あなたとわたしと「部落問題」 ～知る、気づく、行動する～	犯罪被害者支援の現状		
	講師 公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 研究員 吉原 隆行(よしはら たかゆき)	公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 専務理事兼事務局長 細川 光雄(ほそかわ みつお)		
	内容・講師紹介など (公財)反差別・人権研究所みえは、三重県人権センター2階に事務所があり、同和問題をはじめとする様々な人権問題の調査・研究事業や研修・育成事業等を通して、「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化とあらゆる差別の撤廃に寄与することを目的として活動している団体です。 ◆「わたしは部落差別をしないし、部落差別をされないから、部落差別とは関係ない」そう考える人は多いかもしれません。 この講座では、参加体験型の研修を通して、自分と部落差別との関係を考えていきたいと思えます。 ●講師紹介 ・東員町・川越町・四日市市の小学校で教員生活を送る。 2009年度から3年間、2014年度から3年間、計6年間、四日市市教育委員会人権・同和教育課指導主事を務めた。 2017年度より現在の職に就いている。	◆公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪等の被害者やそのご家族・ご遺族の方々を支援させていただいている団体です。 犯罪被害者等の現状と、当センターにおける支援活動等事業の概要等についてお話をさせていただきます。 ◆犯罪被害等の現状 ◆犯罪被害者等に対する支援を巡る動き ◆公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの事業概要 ◆犯罪被害者等に対する一般的留意事項 ●講師紹介 ・公益財団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 専務理事兼事務局長(平成28年4月から就任)		
	午後 部 13:30 ～ 15:30	分野 外国人・子ども	障がい者	
	講座名 「私」からはじめる「私たち」の多様性社会 ～「ちがひ」と「まちがひ」の境界線～	「対話」を通して、誰も排除されない社会をつくる ～「合理的配慮」を使いこなすことを通して～		
	講師 公益財団法人とよなか国際交流協会職員 三木 幸美(みき ゆきみ)	大阪市立大学ほか非常勤講師 立命館大学生存学研究センター客員研究員 松波 めぐみ(まつなみ めぐみ)		
	内容・講師紹介など ◆被差別部落に生まれ育ったフィリピンと日本の「ハーフ」である講師。言葉がひとり歩きしがちな「人権」「多様性」と向き合いながら、マイノリティとマジョリティがともに作り上げるために何が必要かともに考えたいと思えます。 ●講師紹介 1991年生まれ、大阪市内の被差別部落出身。 フィリピンと日本のダブルとして生まれ無登録児だったが、8歳で「三木幸美」となる。 2009年より大学生ボランティアとして、とよなか国際交流協会に関わり始め、2014年とよなか国際交流協会・大阪市立南小学校で小学校低学年から社会人を対象にしたダンス教室を開講。学校での必修化に伴い教員向けのダンスレッスンも行う。 2016年度より同協会職員となり、外国にルーツを持つ子どもの活動を支援しながら自身も外国にルーツを者として各地での講演・執筆活動で発信を続けている。 『家族写真をめぐる私たちの歴史』(御茶の水書房、2016年)にも寄稿。	◆「合理的配慮」は、2016年4月に施行された障害者差別解消法のキーワード。ただ「配慮≒思いやり」と誤解が見られます。 ◆「合理的配慮」を理解するためには、法律のベースにある、「障害の社会モデル」という考え方を学ぶ必要があります。 ◆法律の背景、何が「差別」なのかを踏まえて、「合理的配慮」について、具体例からわかりやすくお話しします。 ◆対話を通して差別・排除のない社会を実現していくイメージをもってもらえればと思います。 ●講師紹介 *2008年 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程単位取得退学(専門は人権教育、障害学) *世界人権問題研究センター研究第五部専任研究員(2008～2016) *現在は非常勤講師(大阪市立大学、関西大学、龍谷大学ほか) *2009年より障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会事務局員 *1999年より自立生活センターを通して重度障害者の介助に携わる *近著に『障害のある先生たちー「障害」と「教員」が交錯する場所ー』(羽田野真帆、照山絢子、松波めぐみ)生活書院。		